

奨学生出願のしおり

(2025 年度)

公益財団法人 三菱UFJ信託奨学財団

The Mitsubishi UFJ Trust Scholarship Foundation

(1) はじめに

公益財団法人三菱 UFJ 信託奨学財団は、三菱信託銀行*の全額出捐により1953年(昭和28年)11月に設立されて以来、今日まで70年以上にわたりわが国の産業の発展ならびに社会文化の向上に寄与するために、国内外の指定大学を通じ奨学金事業を続けています。

本年度の奨学生を募集しますので、希望者は下記に従って出願手続きをしてください。

(2) 出願の資格

次の各項全ての条件を満たす者でなければなりません。

- ① 財団主催行事への出席を優先できる者。
なお、留学生は個別面談においては日本語でのコミュニケーションが可能であることが望ましい。(英語のみで授業を受けるコースであっても、日本語および日本文化への関心を持った人材を支援したいとの考えによるもの。)
- ② 当財団の指定する大学で、財団指定の学部、研究科に在籍している正規学生であること。(対象学部・研究科等の詳細は奨学金担当部署に問い合わせてください。)
- ③ 日本人：出願する年の4月1日現在、4年制大学第2学年以上、大学院修士課程または博士課程に在学し、大学生は原則として満23歳以下、大学院生は満33歳以下であること。
留学生：出願する年の4月1日現在、4年制大学第2学年以上、大学院修士課程または博士課程に在学し、大学生は原則として満31歳以下、大学院生は満38歳以下であること。
- ④ 最短修業年限までの給費期間が1年以上見込まれる者。
- ⑤ 心身ともに健康で、学業成績、人物とも優れており、在学する学校長等の推薦する者。
- ⑥ 将来、民間企業・官公庁・学校等に勤務して、産業・文化面で活動し社会に貢献しようと志す者、またはこれらの活動に関連する学術の研究を志す者。
- ⑦ 学費の支弁が困難と認められる者。
(日本人については、父母の税込年収合計1,000万円未満。留学生についての年収基準はありません。)

*現在は三菱 UFJ 信託銀行と改称されています。

- ⑧ 採用後、三菱 UFJ 信託銀行（本店）に本人が普通預金口座を開設できる者。口座開設は日本語のみの対応のため、留学生で日本語での手続きを単独で進めることが難しい場合は、大学関係者の支援を必ず受けてください。

(3) 出願および選考手続

1. 出願方法 **学内選考通過者のみ必要になります。**

出願は、下記の書類を在学する学校を經由して、当財団に提出してください。奨学生選考に使われる重要な書類ですので、全ての項目につきもれなく正確に記載してください。①、⑦の書類は財団所定の用紙を使用してください。

【提出書類一覧】

① 奨学生願書

- ・ 奨学生願書 ※
- ・ 標準化GPA計算書
- ・ 履歴書(1)
- ・ 履歴書(2)
- ・ 家計状況調書及び応募理由書
- ・ 出願者の収支説明書
- ・ 研究テーマ(大学院生のみ)

※ 奨学生願書には、鮮明なデジタル画像（正面、背景なし、画像処理不可）を貼付してください。なければ現物の証明写真 1枚（縦4cm×横3cm 裏面に学校名、氏名を明記）を願書に貼付することで受付可とします。

在学学校長等の推薦が確定した後、出願者は奨学生願書一式 (Excelファイル) をメールにて各人より事務局あてに送信していただきます。

② 所得証明書類（父母分、日本人学生のみ）

以下の表のA、Bいずれかの書類を提出してください。

A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2023年の収入に対する市区町村の所得証明書 <li style="text-align: center;">+ ・ 勤務先の発行する2024年の収入に対する源泉徴収票 または確定申告書の写し
B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2024年の収入に対する市区町村の所得証明書

なお、マイナンバーが記載されている場合は、黒塗りするなど判読できないようにしてください。

③ 在留カードの写しまたは外国人登録原票の写し（留学生のみ）

④ 在学学校長等の推薦書

⑤ 在学証明書

(上記④に出願者の氏名、生年月日、所属がすべて記載されている場合は不要。)

⑥ 学業成績証明書

⑦ 誓約書 (採用決定後)

2. 奨学生の採用決定

奨学生の採用は、各大学から提出を受けた出願書類に基づき、理事会から決定権限を委譲された財団の奨学事業選考委員会が決定します。

3. 選考結果の通知

選考結果は、学校を通じて出願者に通知します。奨学生として採用されましたら、速やかに三菱 UFJ 信託銀行 (本店) の口座開設等、所定の手続きをしていただきます。

(4) 奨学金の額と給費期間

1. 奨学金の額は次の通りです。

原則として返還は不要です。

大学生	月額	50,000 円
大学院生	月額	70,000 円
留学生大学生	月額	85,000 円
留学生大学院生	月額	115,000 円

2. 給費期間

奨学生として採用されたその年度の始期から、在学する学校の正規の最短修業年限の終期まで給費致します。

但し、大学院生の場合で、その課程が修士課程及び博士課程に分かれている場合には、最短修業年限は各課程の修業年限となります。

(5) 奨学金の給費

1. 奨学金の給費方法

奨学金は、三菱 UFJ 信託銀行 (本店) に開設した奨学生の普通預金口座へ、3ヶ月分をまとめて4月・7月・10月・1月の各15日に入金致します。(銀行休業日のときは翌営業日となります。)

なお、採用決定後の最初の給費は上記誓約書の提出を受けた後に、また、次年度以降各年度最初の給費は在籍校から全奨学生分の前年度の学業成績証明書等の提出を受けて財団が書類を確認した後に、それぞれ入金手続きを行いますので、必ずしも所定の日に入金されるとは限りません。

2. 併給と支給中止

他の奨学団体等から学資の給付又は貸与を併せて受けることができますが、併給を受ける場合は財団あてにその内容を届け出なければなりません。

また、次の場合には奨学金を廃止し、その事由等によっては支給済みの奨学金の返還を求めることがあります。

- ①奨学金を必要としない事由が生じたとき^{注)}
- ②病気、事故などのため、卒業の見込みがなくなったとき
- ③学業、生活等に重大な支障が生じ、奨学生として適当でなくなったとき
- ④在学学校で処分を受け学籍を失ったとき、または退学したとき

^{注)}博士課程で研究費として受けるもののうち給付額の多い日本学術振興会特別研究員、次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）等に関する併給の可否については、事前に大学経由でご相談ください。

(6) 奨学生の義務

- ① 財団主催行事（年に一度実施する財団職員との個別面談や交流会等）への出席を優先してください。
- ② 奨学生・保証人の連絡先や保証人の変更、休学・留学、所属学部・研究科の変更等、届出事項や学業・生活状況に変更が生じた場合は、速やかに財団に届け出なければなりません。
- ③ 就職先・進学先などを事務局が照会した際は、お知らせください。
- ④ 卒業後も、住所・氏名・勤務先などに変更があったときは事務局にお知らせください。